

障害福祉関係ニュース

(障害福祉制度・施策関連情報)

2021(令和3)年度
11号(通算399号)
(令和4年2月28日発行)

本ニュースは、全社協 高年・障害福祉部に事務局をおく、セルフ協・身障協・厚生協・全救協・障連協の協議員・役員・構成団体、ならびに都道府県・指定都市社協に電子メールにてお送りしています。

[発行] 全国社会福祉協議会 高年・障害福祉部
〒100-8980 東京都千代田区霞が関 3-3-2
新霞が関ビル内
TEL:03-3581-6502 FAX:03-3581-2428
E-MAIL: z-shogai@shakyo.or.jp

◆◆◆ 今号の掲載内容 ◆◆◆

I. 障害福祉制度・施策関連情報

1. 【厚労省】福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金に関するQ & A 1
2. 【厚労省】社会福祉連携推進法人制度の施行に向けたFAQ (NO.1) 2
3. 【厚労省】事務連絡「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第18条に規定する就業制限の解除に関する取扱いについて」 2
4. 【厚労省】事務連絡「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う社会福祉法人の運営に関する取扱いについて(その6)」 2
5. 【厚労省】事務連絡「高齢者施設等の従事者等に対する集中的実施計画の実施方針等について」 3

II. その他の関連情報

1. 【全社協】令和3年度厚生労働省補助事業「ひとり親家庭等の子どもの食事等支援事業」
社会福祉協議会、社会福祉法人・福祉施設等が行う子どもの食生活支援に係る緊急助成 3
2. 【全社協】「令和3年度 障害者虐待防止マネージャー研修会」を開催しました(報告) 3
3. 【JDF】「日本障害フォーラム(JDF) 報告会《Part 2》 障害者権利条約の対日審査に向けて」の
ご案内 4
4. 【福祉保健サービス】「しせつの損害補償」に新補償(オプション)『施設の感染症対応費用補償』
を新設 5

I. 障害福祉制度・施策関連情報

1. 【厚労省】福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金に関するQ & A

厚生労働省は、令和4年2月から9月までの間に福祉・介護職員の処遇改善を図るために交付される「福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金」について、「福祉・介護職員処遇改善

臨時特例交付金に関するQ&A」のVol. 1を2日に、Vol. 2を24日に公表しました。

本Q&Aでは、賃金改善全般、ベースアップ等に係る要件、処遇改善計画書・実績報告書等に関する取扱いが示されています。

詳細については、下記厚生労働省ホームページをご確認ください。

【厚生労働省 HP】 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougai Shahukushi/minaoshi/index_00007.html

2. 【厚労省】社会福祉連携推進法人制度の施行に向けたFAQ (NO. 1)

厚生労働省は、2月10日に社会福祉連携推進法人制度の施行に向けたFAQ (NO. 1) を公表しました。

本FAQでは、地域福祉支援業務や災害時支援業務、経営支援業務、人材確保等業務、業務運営、社員関係、会計基準関係等の取扱いについて示されています。

詳細については、下記厚生労働省ホームページをご確認ください。

【厚生労働省 HP】 <https://www.mhlw.go.jp/content/12000000/000898044.pdf>

3. 【厚労省】事務連絡「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第18条に規定する就業制限の解除に関する取扱いについて」

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部は、1月31日に事務連絡「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第18条に規定する就業制限の解除に関する取扱いについて」を発出し、令和2年5月1日に発出された同事務連絡の改正を行いました。

今回の改正では、濃厚接触者の待機期間の解除について、解除された後に職場等で勤務を開始するに当たり、職場等に証明を提出する必要はないこと等が示されています。

通知詳細については、下記厚生労働省ホームページをご確認ください。

【厚生労働省 HP】 <https://www.mhlw.go.jp/content/000891476.pdf>

4. 【厚労省】事務連絡「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う社会福祉法人の運営に関する取扱いについて(その6)」

厚生労働省は、2月10日に事務連絡「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う社会福祉法人の運営に関する取扱いについて(その6)」を発出しました。

本通知では、現在の感染のまん延状況を踏まえ、まん延防止等重点措置の適用か否かにかかわらず、令和3年度決算期の社会福祉法人の運営等については、「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う社会福祉法人の運営に関する取扱いについて(その4)」(令和3年2月12日付事務連絡)と同様に、理事会・評議員会について新型コロナウイルス感染症の影響により開催が困難な場合には、可能になり次第、速やかに開催することや、計算書類や財産目録等の所轄庁への提出期限(6月末日)について柔軟に取扱うことなどが示されています。

通知詳細については、下記厚生労働省ホームページをご確認ください。

【厚生労働省 HP】 <https://www.mhlw.go.jp/content/000898050.pdf>

5. 【厚労省】事務連絡「高齢者施設等の従事者等に対する集中的実施計画の実施方針等について」

厚生労働省は、2月18日に事務連絡『「高齢者施設等の従事者等に対する集中的実施計画の実施方針等について」(令和4年1月7日(令和4年2月18日一部改正)事務連絡)の発出に伴う対応等について』を発出しました。

本通知では、障害者支援施設等の従事者が濃厚接触者となった場合の待機を早期に解除するための検査について、都道府県等が策定する集中的実施計画に基づく検査(集中的検査)の一環として実施することが差し支えないこと(※)、集中的検査で使用する抗原定性検査キットについては、緊急事態措置区域やまん延防止等重点措置区域の指定に関わらず、優先的に供給されることが示されています。

通知詳細については、添付資料をご確認ください。

※ 集中的検査においては、対象施設の設定に当たり、障害者支援施設等を含む入所系の高齢者施設等を基本として、これらに加えて、外部との接触の機会が多い通所系や訪問系の事業所も対象とすることを検討することとされています。

II. その他の関連情報

1. 【全社協】令和3年度厚生労働省補助事業「ひとり親家庭等の子どもの食事等支援事業」社会福祉協議会、社会福祉法人・福祉施設等が行う子どもの食生活支援に係る緊急助成

全社協地域福祉部では、令和3年度厚生労働省補助事業「ひとり親家庭等の子どもの食事等支援事業」における「中間支援法人」として、新型コロナウイルス感染症の影響等により困窮する世帯の子ども等への食生活支援を行う活動団体に対する緊急的な助成事業を実施することになりました。

助成事業では、子ども食堂、子ども宅食、フードパントリー等の活動を実施する市区町村社協や社会福祉法人・福祉施設、NPO法人、ボランティア団体等を対象に、主に食糧費等の費用(上限30万円)の助成を行うこととしています。

本事業の詳細については、下記全社協・地域福祉部ホームページをご確認ください。

【全社協・地域福祉部HP】<https://www.zcwvc.net/member/news/2022/02/10/1683/>

2. 【全社協】「令和3年度障害者虐待防止マネジャー研修会」を開催しました(報告)

全社協では、1月24日から2月25日までの期間、「令和3年度障害者虐待防止マネジャー研修会」をオンライン(オンデマンド配信)により開催しました。本研修会には、459施設・事業所が参加し、2,000名を超える職員に視聴いただきました。

プログラムでは、本研修会の運営委員会(障害福祉関係種別協議会等から派遣された委員により構成)の座長を務めた全国身体障害者施設協議会 白江 浩 副会長による基調説明や、厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部障害福祉課 地域生活支援推進室 松崎 貴之 虐待防止専門官による行政説明が行われ、障害者虐待の現状や施設・事業所における虐待防止の取り組みの視点・ポイント等が紹介されました。また、本ニュース第10号でご紹介した全社協

「障害者虐待防止の研修のためのガイドブック」について、東洋英和女学院大学 石渡 和実名誉教授より、ガイドブック活用の視点や、施設・事業所において学ぶべき障害者虐待の基本的事項について講義が行われました。

さらに、障害者支援施設や救護施設から、障害者虐待防止に向けた体制整備等の取り組みについて実践報告が行われました。最後のプログラムでは、実践報告や参加者から寄せられた施設・事業所における取り組みの実施状況等をもとに、

本研修会の運営委員会の各委員と松崎専門官による「振り返り」が行われ、見えてきた傾向、課題や、特筆すべき実践等について情報共有がなされました。

参加者からは、「施設での虐待防止の実践についてあらためて考え直すきっかけとなった」、「参加施設から寄せられた実践や情報は、自施設の取り組みを深めるための貴重な資料となった」などの感想が寄せられました。



私も、全部、読ませていただきました。
非常に、すごいですね、思いのこもった良い取り組みがたくさんありまして、

振り返りでコメントする松崎虐待防止専門官

※本研修会の動画配信にあたっては、参加施設からの要望を受け、手話通訳や字幕を付け、情報保障を行いました。

3. 【JDF】「日本障害フォーラム（JDF）報告会《Part 2》障害者権利条約の対日審査に向けて」のご案内

日本障害フォーラム（JDF）では、令和4年8月～9月に開催を予定している障害者権利条約の日本における初審査へ向け、JDFが取りまとめている事前質問事項政府回答への意見や、関連する各地域の取り組みについて紹介し、現在の課題と今後の条約実施への論点について共に考えることを目的に、「日本障害フォーラム（JDF）報告会」を3月8日と3月22日の2回に分けて開催します。

第10号においてご案内したPart 1（3月8日）に引き続き、Part 2（3月22日）の情報が公開されましたので、ご案内いたします。

本研修会の詳細については、下記概要およびJDFホームページをご確認ください。

「日本障害フォーラム（JDF）報告会《Part 2》 障害者権利条約の対日審査に向けて」

(1) 日程

令和4年3月22日（火）13:00～15:00

(2) プログラム

○開講挨拶、趣旨説明

○報告「事前質問事項政府回答に関するJDF意見について」

- ・法律の前にひとしく認められる権利（12条）、
自立した生活及び地域社会への包容（19条） 崔栄繁（DPI 日本会議）
- ・身体的自由及び安全（14条） 桐原尚之（全国「精神病」者集団）
- ・教育（24条）、国内における実施及び監視（33条） 尾上浩二（DPI 日本会議）

・統計及び資料の収集 (31条)

佐藤久夫 (日本障害者協議会)

○指定発言「各地域の取り組み」

①筋ジストロフィー病棟からの地域移行の取り組み

岡山祐美 筋ジストロフィー病棟の未来を考えるプロジェクト/日本自立生活センター(JCIL)

②埼玉県虐待禁止条例に関わる動向

田中一 埼玉県障害者協議会 ほか

○統括 藤井克徳

JDF 副代表/日本障害者協議会代表

○閉会

(3) 参加費

無料

(4) 実施方法

オンライン開催 (Zoom ウェビナー)

(5) 申込方法

下記 JDF ホームページをご参照ください。

<https://www.normanet.ne.jp/~jdf/seminar/20220322/index.html>

(6) 申込期日

令和4年3月18日 (金)

※「日本障害フォーラム (JDF) 報告会《Part 1》」についても、3月4日 (金) まで申し込みを受け付けております。詳細は下記 JDF ホームページをご参照ください。

<https://www.normanet.ne.jp/~jdf/seminar/20220308/index.html>

【お問い合わせ先】

日本障害フォーラム (JDF) 事務局

TEL : 03-5292-7628 FAX : 03-5273-0601 E-mail : jdf_info@dinf.ne.jp

4. 【福祉保健サービス】「しせつの損害補償」に新補償 (オプション) 『施設の感染症対応費用補償』を新設

全社協の団体補償制度として、全国の社会福祉法人・施設にご利用いただいている「しせつの損害補償」に、令和4年度 (4月1日補償開始) から、新型コロナウイルスに対応する補償として、休業補償やかかり増し経費 (人件費を含む)、各種対応費用を幅広く補償する新オプション『施設の感染症対応費用補償』が追加されました。

また、同制度を既に利用している場合は、新型コロナウイルスを補償する基本補償 (事故対応特別費用) の一部改定※がございまして、加入者に配布の手引にて内容のご確認をお願いいたします。

なお、『施設の感染症対応費用補償』は「しせつの損害補償」のオプションのため「しせつの損害補償・プラン1-①基本補償」へのご加入が必要であり、同オプションの単独加入はできませんのでご注意ください。

詳細については、下記および株式会社福祉保険サービスホームページをご確認ください。

※「しせつの損害補償」の一部改定については、令和4年度しせつの損害補償の手引 P.6 を参照ください。

【お支払いする保険金】

1. 【利益補償】1事故500万円限度（実損払）・補償対象期間14日間

休業や縮小営業による収益減少や、収益減少を防止・軽減するための人件費等も補償

※収益減少防止・軽減する費用とはサービス事業収益に相当する額の減少を防止・軽減するために補償対象期間内に生じた通常要する費用を超える費用のうち、損保ジャパンが必要と認めた費用にかぎります。

2. 【感染症対策費用】1事故100万円限度（実損払）

消毒・清掃費用や自主的なPCR検査費用など、掛かった①～⑥の費用を補償

①消毒または清掃費用 ②配食費用 ③移送、宿泊費用 ④検査費用 ⑤予防接種等費用 ⑥通信費用

3. 【感染症対応特別費用】1事故20万円（定額払）

施設内で感染者が発生した場合、定額で20万円を受取り

※「利益補償」や「感染症対策費用」の支払が生じた場合には、この20万円は控除されます。

【補償プランに関する説明動画】

新型コロナウイルスを含む特定感染症に対応する補償プランについて説明動画を配信中です。

下記 URL・二次元コードから説明動画をご確認いただけます。

<https://www.pip-maker.com/?view=9sdb>



※ 株式会社福祉保険サービスホームページより、「しせつの損害補償」のパンフレットをご覧ください。詳細版の手引きが必要な場合は、郵送させていただきますので、下記お問い合わせ先までご連絡ください。

【お問い合わせ先】

株式会社福祉保険サービス

〒100-0013 東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル 17F

TEL 03-3581-4667 / FAX 03-3581-4763 / HP <https://www.fukushihoken.co.jp>

受付時間/平日 午前9時30分から午後5時30分まで（土日、祝日、年末年始を除きます）

（SJ21-12224 より抜粋）